

奈良県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和七年四月四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
舟尾 照康	舟尾整骨院 桜井市大字粟殿六一七	令和六年十二月二十八日
冬木 香菜	からだ元気治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二番地	令和七年二月一日